

基本方針の内容等に関する問い合わせ及び回答内容

平成27年1月6日11時現在

No.	資料名	該当箇所				質問		回答内容	備考
		頁	項	項	項	タイトル	内容		
1	基本方針	2	2	(1)		敷地	地盤調査データをご提示願います。	ホームページに配布方法を告知しました。	
2	基本方針	2	2	(1)		敷地測量図	敷地測量図提示時に、現況建物位置図、高低差測量図、真北測量図をあわせてご提示願います。	ホームページで配布しています。	
3	基本方針	2	2	(1)		南側敷地	南側敷地は将来の学校建て替え予定地になると思われませんが、想定されている時期等があれば、ご教示ください。	文部科学省からの補助金を受けたことによる処分制限期間は、60年間です。この期間経過が建替え時期の目安となりますが、建物2については2028年、建物3については2039年が処分制限期間の終了年となります。	
3-1	基本方針	2	2	(1)		敷地の合筆等について	今回の計画では、学校敷地と消防署の敷地は合筆するという考え方で、開発申請等の対応が必要ということによろしいでしょうか。	合筆作業は行いませんが、学校敷地も含め、約3万㎡全体でまちづくり条例等に基づく手続きを行うことになる予定です。	
4	基本方針	2	2	(2)		忠魂碑	現在の忠魂碑は、どのように扱われますか。	平成27年度において、本市が移設する予定で調整を進めています。	
5	基本方針	3	3	(1)	ア	屋内プール	プールの水深は、学校利用時と一般利用時で調整できるようにする必要があると思慮しますが、可動床は建設費・管理費ともに莫大な費用を要する一方で、利用時の利便性は高くないと考えます。学校利用時、一般利用時、各々で想定する利用水深があれば、お示し願います。また、想定される水深を確保できる状況であれば、可動床の導入を前提としない提案は可能でしょうか？	中学校利用時の水深は、1.2メートルです。ただし、小学校、幼稚園などの利用も想定できますので、可動床に限ることなく、効率的な維持管理ができる方法を御提案ください。なお、小学校及び幼稚園の使用が想定できますが、西中学校の利用以外の利用についての費用負担は、開設後に協議することとなります。当初提案の中には含めないでください。	
6	基本方針	4	3	(1)	エ	地域防災拠点	「学校及び公民館は災害時の避難場所」とありますが、ここでいう避難場所は、一時避難場所・広域避難場所・収容避難場所のいずれに相当するのでしょうか。	現在、学校の体育館は、一次避難場所（広域避難場所）です。また、公民館は、二次避難場所であるとともに、風水害時の避難所となっています。	
7	基本方針	4	3	(2)	ア	消防署西分署	「合築又は分棟により」とありますが、施設の機能、運営時間帯、維持管理運営形態が全く異なるため、合築は困難ではないかと考えられます。合築することによるメリットについて、貴市がお考えになっているメリットがあればご教示ください。	消防署西分署は、完全に独立した運営を行う方針です。同一建物において、消防署以外のエリアへの動線は不要であることから、分棟とする場合のほかに、合築も可能と判断しました。なお、その理由は、建設費の削減と、敷地の有効活用が期待されることです。なお、分棟とする場合の敷地は、現忠魂碑のある土地となります。	
7-1	基本方針	4	3	(2)	ア	消防署西分署整備の手順	消防署を仮施設に移転し、現消防署の敷地を含め一体的に活用し、施設を建設する提案も可能でしょうか。	消防署西分署は、国道に面し、交差点からも距離がある現在地又は隣接する忠魂碑の位置が最適な位置となります。それ以外の場所への移転は、仮移転であるとしても消防救急活動に支障があると考えています。	
8	基本方針	4	3	(2)		駐車場・駐輪場	駐車場の必要台数は、要求水準書で台数を指定頂かないと計画を行うことができません。駐車台数・駐輪台数につきましては要求水準書で必要台数をお示しください。	必要最低限の台数は、募集要項公表時までには確定させたいと考えています。しかし、施設の持つ機能に応じて必要台数は異なってくると考えられるため、最終の台数については、その理由を明示していただき、開発行為等における駐車場設置の指導を行う担当課と協議していただくこととなります。なお、南側敷地の中に設けることも可能であり、この台数を施設用としてカウントすることが可能です。	
9	基本方針	4	3	(3)		付帯事業施設	付帯事業施設は公共施設と分棟尚且つ専用の駐車場、駐輪場を設置としても宜しいでしょうか。	御質問のとおりです。	
10	基本方針	4	3	(3)		付帯事業施設	会議室や情報提供コーナー等の利用者の利便性を考えて提供する無線Wi-Fi等は整備費用及び維持管理費用がかかりますが、付帯事業ではなく提案事項としてサービス購入費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。できるだけ、本市及び利用者の負担が少なくなるようご提案ください。	
11	基本方針	4	3	(3)		付帯事業施設	利用できる時間によって付帯事業の時間設定や収入見込等が変わってきますので、西公民館の稼働状況の資料を早めに公表していただけないでしょうか。	平成26年11月25日、ホームページにて公表いたしました。	
12	基本方針	4	3	(3)		付帯事業施設	調理室、音楽室、美術室についても、学校で利用する時間帯は確定できますか。	調理室、音楽室、美術室については、学校利用を優先とします。利用する時間帯は、各年度の時間割に沿うことから、前年度の2月下旬に確定します。なお、スポーツ機能の部分とは異なり、多くの時間が割かれるものではなく、休業期間中以外において、週数時間程度使用されることを想定していますが、次に優先されるのは、市民開放の時間となりますので、御注意下さい。	
13	基本方針	4	3	(3)		付帯事業施設	事業者が施設を占有して使用することはできますでしょうか。また、自動販売機の設置などは、その中で行うことになるでしょうか。	占有することができる面積は指定しませんので、本市に使用料を支払うこと、本市は増床分の建設費を回収できるものであることなどを踏まえ、施設本来の目的を阻害しない範囲でご提案ください。なお、自販機については、本市が運営する市民利用施設であっても通常は設置しています。また、設置のために増床するという性質のものではないことから、増床面積には含めないものと考えています。	

No.	資料名	該当箇所				質問		回答内容	備考
		頁	項			タイトル	内容		
14	基本方針	4	3	(3)		付帯事業施設	付帯事業を実施するにあたり、負担することとなる建物の使用料をお示ください。 また、付帯事業に関しては、合築か分棟の選択肢がある中で、合築の場合は、施設の一部の貸付を受ける、分棟の場合は、敷地の一部に付帯事業施設を整備することとなると思慮しますが、敷地の有効活用という観点では合築の方が効率的と考えています。その際に占用できる面積に制限はあるのでしょうか。	建物の一部を占有する場合の使用料は、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第5条に定める1㎡につき、評価額(建設価額の㎡単価)の7%(年額)が基準となります。 また、建物の占用面積は制限しませんので、本市に使用料を支払うこと、本市は増床分の建設費を回収できるものであることなどを踏まえ、施設本来の目的を阻害しない範囲でご提案ください。	
15	基本方針	4	3	(3)	イ	スポーツ・健康づくりに関する機能について	トレーニングマシンを設置する、トレーニングルームの設置は可能という認識で宜しいでしょうか？	要求水準として求める予定はありませんが、付帯事業としての提案は可能です。ただし、この場合においては、本市の費用負担が生じないように提案してください。なお、付帯事業施設を合築する場合の整備については、要求水準書に示します。	
16	基本方針	5	4	(2)		要求水準を上回る施設整備に要する費用	市の要求を上回る水準の施設を整備する場合、余分にかかる費用については事業者負担とすることによいでしょうか。 また、上記質問の範囲となる施設について、要求する水準(仕様・性能等)を詳細にお示しいただけますでしょうか。(例:テニスコートの場合、防球ネット、防風ネットや照明、備品等)	テニスコートに限らず、施設全般において、市の要求水準を上回る施設整備を行う場合は、事業者の負担とします。詳細については、募集要項公表時までには確定させたいと考えています。	
17	基本方針	5	5	(1)	ア	アリーナ	大アリーナにおいて行われる競技は、どのようなものを想定していますか。	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、フットサル等を想定しています。これら以外の球技の使用に関しては、必要な整備も含め、事業費の範囲で御提案ください。	
18	基本方針	5	5	(2)		付帯事業	付帯事業の対象諸室と利用条件について、10年間の事業性を判断するにあたり、毎年度の協議事項となると、付帯事業も含めた事業性を判断できなくなります。 「付帯事業は提案に基づき行う。但し、学校専用利用や市専用利用の変更等に伴い、前提条件に変更がある場合は、協議を行う」として頂けないでしょうか？	今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、今後もいろいろな方の御意見を伺いながら、募集要項公表時までには確定させていきたいと考えています。	
19	基本方針	5	5	(2)		付帯事業	付帯事業の優先利用枠は認めていただけないでしょうか。	市民開放施設の優先使用については、義務教育活動での利用を最優先にし、次に市専用利用、その次に市民が多く使う時間帯は、市民開放を優先することとします。事業者の優先利用枠を確保することが可能かどうかは、稼働率等から判断して、提案してください。現段階では、市専用利用の回数は、週1回部屋の一つを2～3時間利用する程度が見込まれること、及び市民利用の稼働率が低い時間帯があることなどから、十分に検討可能であると考えています。	
20	基本方針	6	5	(2)		使用料について	利用料金に関し、「公の施設の設置管理に関する条例」の制定日・施行日をご教示ください。 また、当該条例に規定される利用料金の設定があれば、お示し願います。	平成28年9月議会又は12月議会での制定を予定しています。料金の目安は、現在の公民館及び総合体育館等の金額が目安となります。(ただし、現在見直し作業を進めています。見直しに関する条例の議決後は、見直しの効果額相当分について、サービス購入費を変更することになりますので、御注意下さい。)	
21	基本方針	6	5	(2)		収入の還元	「収入の一部を本市に還元することができる。」との記載がありますが、還元できる場合の基準・方法等は提案事項とさせていただいてよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。	
22	基本方針	6	6	(1)	アイ	事業期間(建設期間)	お示しいただきました事業スケジュールは若干厳しい期日が設定されています。また開業準備期間として約2か月が必要です。事業スケジュールの延長をお願いいたします。	支援業務受託コンサルタントによる事業者ヒアリング等を通じて設定したものです。今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、今後もいろいろな方の御意見を伺いながら、募集要項公表時までには確定させていきたいと考えています。	
23	基本方針	6	6	(1)	イ	工期について	平成29年12月までの工期の建築物はどれを指すか、お示し願います。	公共施設として使用する建物本体を指し、付帯事業として提案のあった分棟については、この中には含まれません。	
24	基本方針	7	7	(2)	イ	提案書の取扱い	内容について、各社の独自のノウハウが詰まっているものなので、公表・非公表とするのかの協議、公表する場合もその内容の協議させて頂きたく、ご配慮願います。	施設の概要がわかる一部の図面等や審査講評の中で評価された内容についてのコメントは公表する可能性があります。なお、公表する図面等については、公表前に応募者に確認する予定です。	
25	基本方針	7	7	(2)	ウ	事業者を選定しない場合	「応募者がいない場合、あるいは、いずれの応募者も…」とありますが、応募者が1グループの場合を想定された記載になっておりません。応募者が1グループであり、サービス向上が確保され効果が期待できる場合は、事業者として選定されると考えて宜しいでしょうか。	応募が1グループの場合の対応については、募集要項公表時までには確定させたいと考えています。	
26	整備運営内容について	2	1	(3)		諸室の面積	諸室ごとに面積の提示をお願いいたします。	募集要項公表時までには確定させていきたいと考えています。	
27	整備運営内容について	2	1	(3)		生涯学習機能/情報提供コーナー	図書等の閲覧スペースで談話、飲食利用をさせることには問題ないと判断されているのでしょうか。	従来の図書館等にこだわることなく、軽易な飲食は想定可能と考えています。	
28	整備運営内容について	2	1	(3)		その他の施設	ボルダリングスペースの設置は可能でしょうか。	事業者からの提案によることとなりますが、利用者の安全性への十分な配慮が必要であると考えます。また、建物の一部を占有することとなると思われませんが、本市に支払う使用料が必要となることに御注意下さい。	

No.	資料名	該当箇所				質問		回答内容	備考
		頁	項			タイトル	内容		
29	整備運営内容について	2	1	(3)		その他の施設	維持管理・運営業務を行う事業者の業務従事者用の控室・倉庫諸室等を設けることはよろしいでしょうか。	可能です。共用諸室に含むと考えています。	
30	整備運営内容について	2	1	(3)		防災機能	地域防災拠点としての役割の内容(事業者側の業務内容)をお示しください。	サービス購入費の対象となる特別な業務はありません。施設の維持管理に必要な一般的な業務を想定していますが、現在本市では、災害の対応に関して、様々な業種の企業等と協定を結んでいます。本複合施設独自の取り組みができることがあれば、御提案ください。	
31	整備運営内容について	2	1	(3)		防災機能	災害用特設公衆電話は通常使用はないという認識で宜しいでしょうか？ また、通常利用の公衆電話の設置に関する条件はございますでしょうか？	災害用公衆電話の使用は、御質問のとおりですが、情報提供コーナーまでの配線は、工事の中に含まれます。また、通常の公衆電話については、特に条件はありません。	
32	整備運営内容について	2	1	(3)		駐車場	整備する駐車場は、原則、有料駐車場という認識で宜しいでしょうか？ また、駐車料金に関し、市の想定される設定金額・条件等があれば、お示し願います。	施設利用者以外は、有料になることを想定しています。施設利用者の取扱い及び料金に関しては、最も効果を生む方法を御提案ください。 なお、現在、2か所の市営駐車場の料金は、30分100円、午後10時から午前8時までは1時間100円となっています。	
33	整備運営内容について	2	1	(3)		施設構成について	バリアフリー・ユニバーサルデザイン等に関し、市として特に配慮すべきと考える点があれば、お示しください。	本市独自の基準は持っていません。法令及び県条例に従った仕様以上のものとしてください。	
34	整備運営内容について	4	3	(2)		開館時間	貴市や学校の依頼により(早朝・深夜の会場設営など)、時間外に開館しなければならない場合にかかる経費等の扱いはどのようい考えればよろしいでしょうか？ また、現時点での想定をお示しください。	本市が委託する事業に係るものは、別途委託料の中でお支払いすることになります。また、部活動の朝練など、定例的に行われるものに対しては、本市及び学校の負担が少なくなる方法について、御提案をお願いいたします。	
35	整備運営内容について	4	3	(2)		開館時間	事業者が休館日と設定した日に、貴市や学校行事で臨時開館の依頼があった場合にかかる経費等の扱いはどのように考えればよろしいでしょうか？	原則として、学校運営に配慮した動線区分を求めていますので、通常学校が利用する施設の一部を、学校の責任により開館することは可能と考えています。また、施設の全部を使用するような場合は、休館日の振り替えにより対応していただくことを考えています。	
36	整備運営内容について	4	3	(2)		開館時間	開館時間について、利用者の利用動向として、土日の夜間の利用等は少ないと思慮致します。利用動向に応じた開館時間の変更の提案は可能でしょうか？	要求水準を満たす開館時間の提案を原則としますが、変更の効果を明示し、市が有効であると評価した場合は、採用します。	
37	整備運営内容について	4	3	(2)		開館時間	プール付帯施設においては、定期的な施設点検等が必要であり、月1回の休館日では不足と思慮致します。月2回(隔週)もしくは週1回を条件として頂けないでしょうか？	本市の既存施設(おおね公園温水プール)は、定期休館日は月1回としています。今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、今後いろいろな方の御意見を伺いながら、募集要項公表時まで確定させていきたいと考えています。	
38	整備運営内容について	4	3	(3)		指定管理者が支払う光熱水費	光熱水費については、実費をサービス購入費としていただけますでしょうか。 また、提案提出時ではサービス購入費の対象となる光熱水費の金額設定は難しいと推測されるため、予定価格に含まないようにご検討いただけませんか？	光熱水費は、いくらかかっても市が支払うとなると、民間経営力活用の効果が低下することも懸念されます。 民間経営力活用の効果を保ちつつ、市及び企業のリスクが低くなる方法を考える必要がありますので、今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、今後いろいろな方の御意見を伺いながら、募集要項公表時まで確定させていきたいと考えています。	
39	整備運営内容について	4	3	(3)		サービス購入費に含まれる光熱水費	光熱水費については、学校専用利用、市専用利用の利用による場所もあり、事業者側で使用量のコントロールが効かない費用となります。 基準額を設定し、基準額との差額は年度末に精算(基準額を超える収入があった場合は市へ返金、基準額に収入が満たなかった場合は市が補填)するよう、ご検討願います。	No.38の回答を参照してください。	
40	整備運営内容について	4	4	(1)		学校優先利用	学校優先利用の時間とした場合であっても、実際に学校利用がない場合、一般利用や付帯事業等で使用する事は可能でしょうか？	事業者決定後に具体的なルールを決めて、認める方向です。	
41	整備運営内容について	4	4	(1)		学校優先利用	学校専用利用時における事業者側の業務があれば、内容・頻度等をお示しください。(授業中のプール監視、水泳授業補講、授業委託等)	プール監視等、学校専用利用時における特別な業務を事業者が行うことは、想定していません。また、授業の補講や委託に関しては、現在のところ未定ですが、複合施設の効果を最大限に発揮するためには、魅力的な御提案であると思いますので、内容等に関して必要があれば、事業者として決定後に協議させていただきたいと考えています。また、魅力あるプログラムについては、ぜひご提案ください。	
42	整備運営内容について	4	4	(1)		学校優先利用	プールにおける部活動での利用時は共用利用が可能と思われますが、建設するコース数の設定にも関連しますので、部活動で使用する想定コース数があればお示しください。	2~3コース程度を想定しています。	

No.	資料名	該当箇所				質問		回答内容	備考
		頁	項			タイトル	内容		
43	整備運営内容について	4	4	(2)		市優先利用	現在、西公民館は、選挙の投票所として使用されていますが、その機能を引き継いだ場合、事業者の業務の範囲と責任は、どのようになりますでしょうか。また、投票所としてどの諸室を使用することを想定していますでしょうか。 今回の衆議院選挙のような場合については、事業者でコントロールできない既予約者への対応や発生した損害等については協議できる等の余地を頂けないのでしょうか。	指定管理者制度においては、公益上の理由により、指定管理者が使用承認を取り消す行為を行うことは、一般的に行われているものであり、予約者への一義的対応は、指定管理者が行ってください。なお、投票場所を学校側が優先的に確保するエリア内に置き、一般利用者との動線を区分することで、リスクを最小限に留めることができます。今回のご意見も十分に参考とさせていただきます。本件に関しては、契約書等の中に明記していきたいと考えています。	
44	整備運営内容について	4	4	(2)		市優先利用	選挙が行われる場合の予約取消依頼や代替施設の用意など、既予約者との様々な対応が発生すると思われます。「付帯事業(自主事業)利用者への連絡は事業者」「一般利用者・その他利用者への連絡は選挙管理委員会」とした方が良いのではないかと考えますがいかがでしょうか？	No.43の回答を参照してください。	
45	整備運営内容について	4	4	(2)		市優先利用	市が実施する事業の内容、回数、収入金額などをお教え願います。	現在のところ未定です。公民館事業の実績からは、利用可能時間の2~3%程度です。具体例としては、週1回、一つの部屋を2~3時間程度利用し、利用者の負担は、材料費等の実費負担となります。	
46	整備運営内容について	4	4	(2)		市優先利用	市主催の各種事業や地域交流に関する業務について、現時点で想定されている具体的な内容があれば、お示し願います。 また、この場合における市職員の執務スペースの確保が必要な場合、どの程度のスペースを想定されていますでしょうか？	前段については、現在の公民館で行われているような事業を想定しています。内容に関しては、西公民館ホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/nishiko/index.html">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/nishiko/index.html</a> また、執務スペースの想定は、募集要項公表時までには確定させたいと考えています。	
47	整備運営内容について	4	4	(3)		市民開放利用	市民開放利用の予約がない諸室の利用は、どのように考えていますか。	市が優先的に利用できることを考えていますが、市の利用が必ずしもあるとは限りませんので、柔軟に対応したいと考えています。	
48	整備運営内容について	4	4	(3)		個人利用	表内「市民開放利用」の「個人」欄で、利用不可となっている場所も提案によっては可能となりますか？	個人利用は、共用による利用となりますが、想定できなかったことから、個人開放の対象としませんでした。民間企業のノウハウを発揮した魅力的な利用方法があれば御提案ください。提案内容が施設の運営及び維持管理上、支障がないと認められるものであれば、可能であると考えています。	
49	整備運営内容について	4	4	表		団体利用	体育館(大アリーナ)、調理室、音楽室、美術室、会議室は個人の一般開放利用の対象施設となっていませんが、個人で開催する講座や料理教室等(参加者は希望を募る)については団体利用という認識ということでしょうか。	御質問のとおりです。この場合は、講座名などで団体利用登録を行うこととなります。	
50	整備運営内容について	4	4	表		団体利用	市民開放利用の団体の定義をお示しください。	複数名で構成する利用登録を行った団体です。	
51	整備運営内容について	4	4	(3)		市民開放利用	体育館(大アリーナ)・会議室における個人開放利用での利用形態はないとのことですが、学校専用利用・市専用利用・団体開放利用の使用がない時間帯を、個人向けの一般開放利用枠として利用させることで、施設稼働率向上・施設の有効活用を図ることができると思慮します。 体育館(大アリーナ)・会議室における個人の一般開放利用を利用可能として頂けるよう、ご検討お願いいたします。	個人利用の場合は、共用による利用を想定していることから、個人開放の対象としませんでした。民間企業のノウハウを発揮した魅力的な利用方法があれば御提案ください。提案内容が施設の運営及び維持管理上、支障がないと認められるものであれば、可能であると考えています。	
52	施設利用形態について	4	4	表		事業者が支払う使用料について	事業者利用として事業を行う際は使用料相当額を市に支払うと記載がありますが、指定管理者制度を導入するため、指定管理者の収入になる(=間接的にサービス購入費Bが削減される)という認識で宜しいでしょうか？	市が要求する施設を事業者利用として事業を行う場合は、御質問のとおり指定管理者の収入となる前提でサービス購入費を御提案ください。	
53	整備運営内容について	4	4	表		利用の優先順位	利用形態の優先順位は、学校専用利用、市専用利用を優先とありますが、その後、事業者専用利用があり、一般開放利用となるという理解で宜しいでしょうか？ 10年間の事業性を判断する上で重要となりますので、ご配慮願います。	学校利用が最優先利用となり、その次に市専用利用、その次に一般利用時間が優先されると考えています。しかしながら、公民館の実績では、利用頻度の低い時間や場所もあることから、そうした時間や場所は、付帯事業へ活用できることとしています。ホームページで公開しました稼働率のデータなどを参考にさせていただき、提案に基づき協議したいと考えています。	
54	整備運営内容について	5	5	表		予約受け業務	施設予約システム(仮称)を整備する場合、システムの初期準備費用は施設整備費相当の「開業準備業務に要する費用」の対象であり、システムの保守にかかわる費用は維持管理・運営費相当の「総合管理業務に要する費用」の対象との理解でよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。	
55	整備運営内容について	5	5	表		予約受け業務	施設予約システム(仮称)を整備せず、新施設の予約受付に既存「公共施設利用予約システム」を利用することは可能でしょうか。	現在のシステムは、本市のイントラ回線を使用しているため、その方式のまま事業者が操作することは好ましくないと考えています。システム上は、新たな光回線の引き込みにより対応可能ですが、回線使用料を負担する必要が生じます。今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、メリット、デメリットを踏まえたうえで、募集要項公表時までには確定させていただきたいと考えています。	

No.	資料名	該当箇所				質問		回答内容	備考
		頁	項			タイトル	内容		
56	整備運営内容について	5	5	表		予約受け業務	利用受付業務とありますが、御市の他の公共施設の利用受付は行わないという理解でよろしいでしょうか。 その場合、現在西公民館には既存の「秦野市公共施設利用予約システム」の窓口端末が設置されていますが、こちらは新施設には設置しないとの理解でよろしいでしょうか。	他施設の利用受けを行うことは考えていません。なお、利用者の利便性向上のために、現在の公民館に設置してある端末を移設することについては、場所も含め、募集要項公表時までに確定させていきたいと考えています。	
57	整備運営内容について	5	5	表		予約受け業務	施設予約システムを新たに整備した場合、既存の「秦野市公共施設利用予約システム」の「秦野市施設予約カード」の利用者情報を参照させて頂けるという理解でよろしいのでしょうか。 参照させて頂けないということであれば、「秦野市施設予約カード」をお持ちの方も新施設予約カードの登録・発行が必要であり、利用者が2枚の施設予約カードを持つことになり、煩雑さを生みコストがかかるかと思われませんが、いかがでしょうか。	No.55の回答を参照してください。	
58	整備運営内容について	5	5	表		予約受け業務	施設予約システム(仮称)整備にあたって、現在、市で使用されている神奈川県公共施設利用予約システムを使用した方が、利用者の利便性の観点から良いと考えますが、当該システムの活用は可能でしょうか？ また、開業準備業務の一部であり、サービス購入費(施設整備費相当)に含まれるという理解で宜しいでしょうか？	既存の施設予約システムの利用については、上No.55、57の回答を参照してください。 また、新規整備を行う場合の費用の取扱いは、御質問のとおりです。	
59	整備運営内容について	5	5	表		備品等管理貸出業務	備品等の貸出料金について、募集公告時にお示しいただけますでしょうか。 あわせて、什器備品リスト等の公表も早めにお願ひできませんでしょうか。	募集要項公表時までに確定させていきたいと考えています。なお、参考までに、現在公民館で行っている備品の貸出では、使用料を徴収するものは卓球台のみとなっています。また、総合体育館、おおね公園温水プールにおいては、使用料を徴収しているものはありません。	
60	整備運営内容について	5	5	表		備品等管理貸出業務	本業務の対象となる備品の範囲をお教えてください。	消防署西分署用備品など、本市が持ち込む(調達する)什器備品以外のものが対象となります。	
61	整備運営内容について	5	5	表		備品等管理貸出業務	什器備品リストをお示しください。	募集要項公表時までに確定させていきたいと考えています。	
62	整備運営内容について	5	5	表		広報・情報発信業務	ホームページ、印刷物及び施設の一部を利用した広告・宣伝業務について、付帯事業として市の承諾を得た企業・団体・個人等の広告・宣伝等の収入を得る事業を行ってもよいでしょうか。	可能であると考えています。	
63	整備運営内容について	5	5	表		広報・情報発信業務	開館前に本施設のパンフレット等を作成し、又はホームページを開設する場合、施設が完成せず、備品等も搬入されていない施設イメージの掲載となると、利用者へのイメージもわきにくいものとなってしまいます。 については開館準備業務期間の設定(約2ヶ月程度)及びその期間内での作成とするのが現実的と思慮致します。	今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、今後もいろいろな方の御意見を伺いながら、募集要項公表時までに確定させていきたいと考えています。	
64	整備運営内容について	5	5	表		一般開放に関する運営	一般開放する施設・日時等は、どの程度を想定されていますでしょうか？	No.53の回答を参照してください。	
65	整備運営内容について	5	5	表		プール監視業務	学校のプール利用時における監視は必要ないという認識でよろしいでしょうか？	授業、部活動ともに、学校利用の場合の監視業務の必要はありません。	
66	整備運営内容について	5	5	表		図書貸出・返却業務	業務量を把握したいため、西公民館での平成22年～平成25年度における図書・雑誌及びCDの蔵書数・貸出数(団体貸出・相互貸借を含め)をご教示頂けませんでしょうか。	平成26年11月25日、ホームページにて公表いたしました。	
67	整備運営内容について	5	5	表		図書貸出・返却業務	未返却資料に対する督促や汚損や紛失資料に対する対応等は業務範囲内でしょうか。	現在は、公民館が行っていますので、督促、汚損、紛失等による処理は、図書貸出・返却業務の範囲内と考えています。 ただし、本市においては、今年度から図書のセルフ貸出サービスの実証実験を行います。その結果によっては、貸出・返却業務については、セルフサービスとすることも考えられますので、この場合には、あらかじめ協議させていただきます。	
68	整備運営内容について	5	5	表		図書貸出・返却業務	既存のシステムにつきまして、メーカー名・機種・現状の保守管理実績・維持管理経費などをお示しください。	保守等は、本市の負担で行います。事業者負担(サービス購入費の対象)となるのは、電気料、電話回線使用料等と考えています。	
69	整備運営内容について	5	5	表		図書貸出・返却業務	図書室の現在の新年間購入額・図書マーク添付作業費など、図書室維持管理にかかっている費用実績をお教え願います。	図書の購入費及び消耗品等は、本市の負担となります。事業者負担(サービス購入費の対象)となるのは、貸出・返却にかかる人件費と図書室運営にかかる経費となります。現在は、非常勤職員1名が常駐する体制ですが、内容については、御提案ください。	
70	整備運営内容について	5	5	表		図書貸出・返却業務	図書業務は図書館司書などを配置した通常の図書館業務を想定しているのでしょうか？	公民館図書室は、図書館法に基づく施設ではありません。したがって、公民館図書室で勤務する非常勤職員については、現在、司書資格を有することを条件とはしていません。 本事業においても、同様の考え方を踏襲することを想定していますが、内容については、御提案ください。	

No.	資料名	該当箇所				質問		回答内容	備考
		頁	項			タイトル	内容		
71	整備運営内容について	6	6	表			消防署西分署の維持管理は、本事業には含まれず、本事業とは別に、市から業務委託されるという認識で宜しいでしょうか？ また、効率性の観点から、その委託業務は、本事業の実施企業へ委託されるということで宜しいでしょうか？	消防西分署の維持管理については、什器備品等の保守管理及び警備業務を除き、本事業による維持管理に含めます。	
72	整備運営内容について	6	6	表			施設や備品の損傷に関して、選定事業者の責に起因するものは事業者負担で良いと思いますが、その他の要因によるものは、貴市の負担という見解でよろしいでしょうか？	不可抗力の場合など、契約書において別に規定する事象以外は、御質問のとおりです。	
73	整備運営内容について	6	6	表			エレベーターの定期点検は、年2回でよろしいでしょうか？	法定点検1回を含めて最低2回以上と考えていますが、施設の利用環境を良好に保つために必要な点検を御提案ください。	
74	整備運営内容について	6	6	表			清掃範囲や頻度等は提案事項と理解してよろしいでしょうか。	関係法令等に基づく基準及び本市が示す要求水準に規定がないものについては、提案事項といたします。快適な利用環境を効率的に維持する業務内容を御提案ください。	
75	整備運営内容について	6	6	表			有人警備の必要な場合は、どのように想定していますか。	基本的には機械警備を考えていますが、事故等により、機械警備が行えない場合であつて、かつ施設の管理上必要な場合においては、有人警備を求めることになると考えています。	
76	整備運営内容について	6	6	表			大会やイベント時の警備体制は、市及び学校主催の場合でも必要でしょうか。	原則として、市及び学校主催行事の場合、必要な警備人員の配置は、市又は学校が行うものと考えています。事業を委託する場合など、指定管理者側での手配が必要な場合は、本市は、別途委託料を支払うものと考えています。	
77	事業者の参加要件の考え方	1		(1)			工事監理業務は、解体工事も含め常駐に拘らず、各社の提案とさせていただきます。	今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、今後もいろいろな方の御意見を伺いながら、募集要項公表時までには確定していきたいと考えています。	
78	事業者の参加要件の考え方	1		(1)	イ		「協力企業は参加表明を行うこと。」とありますが、構成員から委託するすべての協力企業を参加表明時点で決定することは現実的に不可能かと思われます。 構成員のみでの参加表明をお認めいただくか、参加表明時点で決定していない協力企業についての取扱いをお示しいただけませんでしょうか。	協力企業については、参加表明の時点で決定している企業で構いませんが、地域経済への貢献等は、審査項目の一つとすることを考えていますので、できるだけ多くの地元企業が参加表明を行い、契約が担保されていることが好ましいと考えています。 また、提案内容の実現性に関わると思われる協力企業については、審査結果に影響を与えることが考えられますので、参加表明を行うようにしてください。	
79	事業者の参加要件の考え方	1		(1)	ウ		SPCを組成する場合の、構成員及び協力企業の定義は、どのようになりますか。	構成員は、本市から請け負った業務を主体的に行うものであり、協力企業は、本市との間の契約関係に基づくものではなく、構成員から業務の一部の再委託を受けるものと考えています。 協力企業については、SPCの組成に当たって、参加を義務付けるものではありません。	
80	事業者の参加要件の考え方	1		(1)	ウ		SPCを組成した場合、本事業を一体的に行う事業契約をSPCとの間で締結するという理解でよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。	
81	事業者の参加要件の考え方	1		(1)	ウ		SPCを組成した場合の出資等は、どのようにお考えでしょうか。	SPCを設立する場合、応募グループの構成員によるSPC出資比率の合計は全体の50%を超えるものとし、かつ代表企業による出資を必須とします。なお、その他は提案事項とさせていただきます。	
82	事業者の参加要件の考え方	1		(1)	ウ		SPCを組成した場合、設立費用や事務費等もサービス購入費の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	御質問のとおりと考えています。 募集要項公表時までには確定させたいと考えていますが、SPCを組成する場合は、それに伴う費用負担も加えた御提案をお願いいたします。	
83	事業者の参加要件の考え方	1		(2)	イ		事業全体の統括マネジメント企業として参加予定ですが、入札参加資格者名簿における営業種目は【一般委託】の「565その他の業務請負等委託」で宜しいでしょうか。 随時申請から認定までおおよそ1ヶ月ほどかかるようですので、募集要項等が公表された後の質疑回答後に申請してからでは参加表明時に名簿登録に間に合わない為、この機会に確認しておきたい事項です。	御質問のとおりです。	
84	事業者の参加要件の考え方	1		(2)	イ		入札参加資格資格者名簿への登録に関し、スポーツ施設運営企業は、「営業種目565その他の業務請負等委託、細目99その他 遊泳監視、スポーツ指導」で宜しいでしょうか？	御質問のとおりです。ただし、指定管理者となる場合は、警備業の資格は必要ありませんが、指定管理者からの再委託によりプールの監視を行う場合は、参加資格とは別に警備業の資格が必要となりますので、御注意下さい。	
85	事業者の参加要件の考え方	1		(2)	イ		入札参加資格者名簿の営業種目の対象外となる業種が参加する場合は、参加資格はどのように考えていらっしゃいますか。	物販や飲食などを行う構成企業又は協力企業を想定していますが、この場合においては、破産、滞納等のほか、公契約の相手方となるにふさわしくない一般的な事項の有無について確認し、参加を認めることを考えています。募集要項公表時までには確定させたいと考えています。	
86	事業者の参加要件の考え方	1		(3)	アイ	(1)	資格要件として、平成11年4月1日以降に設計完了した屋内プールの設計実績が要求されておりますが、平成11年ということ、誤りはないでしょうか。	基本方針の参考資料として公表した「事業者の参加要件の考え方」の記載内容である平成11年4月1日以降が正しいものとなります。	

No.	資料名	該当箇所				質問		回答内容	備考
		頁	項			タイトル	内容		
87	事業者の参加要件の考え方	2	(3)	エ		維持管理企業の資格要件	維持管理企業は、入札参加資格者名簿のうち、どの業種に登録されていれば良いのでしょうか？また、必要な資格について、具体的に貴市が必須とするものがありませんでしたらお示しください。	総合建物管理委託などの種目であれば可能であり、特に指定はしません。ただし、指定管理者ではなく、再委託先となる場合は、参加資格とは別に警備業の資格が必要となる場合があります。 また、本市が特に定める資格はありませんので、法令等の定めに従って御判断下さい。	
88	事業者の参加要件の考え方	2	(3)	オ		運営業務を実施する企業の資格	運営業務を実施する企業は、スポーツ施設運営以外(統括マネジメント業務、総合管理業務、生涯学習施設等業務、図書機能業務)を担当する企業の資格要件は特段ないものと考えて宜しいでしょうか。	スポーツ施設については、利用者の事故等を防止するため、同種業務の実績を必須としました。その他の運営業務については、特定の資格要件を求めるものではありません。なお、本市が期待する事業運営の実施に足ると想定される同種業務の実績について評価することを検討しております。	
89	事業者の参加要件の考え方	2	(3)	オ		運営業務を実施する企業の資格	付帯事業担当企業の資格要件についての記載がございませんが、特に必要がないとの認識でよろしいでしょうか。	No.88の回答と同じく、付帯事業担当企業についても、従来の公共施設にはない新しい発想での運営に期待していることから、特定の資格要件を求めるものではありません。なお、本市が期待する事業運営の実施に足ると想定される同種業務の実績については、審査の中で評価することを検討しております。	
90	消防西分署併設の考え方					消防署西分署/指令系設備	消防指令システム全般は事業者による裁量の範囲外のため、すべて別途として頂けないでしょうか。	今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、今後もいろいろな方の御意見を伺いながら、募集要項公表時までに確定させていきたいと考えています。	
91	その他					秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果/平成26年第1回PT	配布資料の公開はございませんが、会議開催結果の議事録によりますと、「建設費の見込みについて、「公共施設の再配置に関する方針」では、建替えの単価は35万円/㎡として床面積の削減目標等を試算しており、この複合施設が6,000㎡とすると、建設費の上限は21億円となる」とありますが、単価35万円/㎡というのは、実勢単価をかなり下回っていると考えられます。事業実施のためにも、建設費の見直し(積み増し)を是非お願いいたします。	募集要項公表時までに検討し、上限となる建設費をお示ししたいと考えています。	
92	その他					物価リスク	物価リスクについては、基本的にはスライド条項を適用するという考え方でよろしいでしょうか。また、設計段階では設計変更により物価上昇分のコスト調整を行い、設計完了後の物価上昇についてはスライド条項を適用するという考え方は可能でしょうか。	物価変動のリスクに対しては、スライド条項を適用する予定ですが、募集要項公表時までに確定させていきたいと考えています。 なお、後段の部分については、募集要項公表時までに確定させたいと考えています。	
93	その他					対話参加者へのインセンティブ	平成25年度において実施した「公民連携課題解決型対話」への参加によるインセンティブについて、応募者の参加形態(代表企業・構成員・協力企業等)は、どのような参加形態でもよろしいでしょうか。	現在のところ、代表企業又は構成員であることとしたいと考えていますが、募集要項公表時までに確定させていきたいと考えています。 なお、インセンティブの内容については、対話時に定めさせていただきましたとおり、公募プロポーザル時の審査における配点の10%を超えない範囲としますが、内容については、募集要項公表時までに確定させます。	
94	その他					対話時との相違について	平成25年12月25日の説明会で配布頂きました資料による予算と、今回お示しいただいている業務範囲は同一レベルでの想定でしょうか。 新たに構築するシステム費用や保守費用、SPC運営等の予算を含め、本施設を適切に維持管理運営するために適切な予算をお願いできればと思います。	業務範囲は異なる場所もあると思います。今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、今後もいろいろな方の御意見を伺いながら、募集要項公表時までに確定させていきたいと考えています。	
95	その他					事業上限金額	事業上限金額をお示しください。	募集要項公表時に合わせて公表する予定です。	
96	その他					債務負担行為	事業費の債務負担行為の議決はとられるのでしょうか？10年間の事業実施にあたり、毎年度の予算措置となると事業継続の観点からも不安定であり、事業者としての10年間の事業性を判断する上でも重要となりますので、ご配慮願います。	事業費については、債務負担行為として議決を受ける予定です。	
97	その他					消費税率の変更	消費税率の変更があった場合は、サービス購入料は消費税率の変更に応じて変更するという認識でよろしいでしょうか？	御質問のとおりです。	
98	その他					サービス購入費	国庫補助金及び地方債が交付されない場合の提案したサービス購入費は担保されるという認識で宜しいでしょうか？	事業を中止しない限り、御質問のとおりです。	
99	その他					サービス購入費	運営業務の収入については、学校専用利用、市専用利用の利用による場所もあり、また新施設であり利用状況がみえない部分もありますので、事業開始3年目までは基準額を設定し、基準額との差額は年度末に精算(基準額を超える収入があった場合は市へ返金、基準額に収入が満たなかった場合は市が補填)するような考えはございませんでしょうか？	今回のご意見も十分に参考とさせていただくとともに、今後もいろいろな方の御意見を伺いながら、募集要項公表時までに確定させていきたいと考えています。	
100	その他					現地見学について	プラン検討段階(1月6日または8日)及び解体検討段階(募集要項公表後:1月下旬)に現地見学の機会を設けて頂けませんでしょうか。	個別に対応いたしますので、希望日時を御連絡下さい。	
101	その他								

※ 前回の回答に追加した箇所